

## 介護の費用が心配な方へ「負担限度額認定」とは

介護保険の利用によって介護費用が実費の1割で済むといっても、高齢者施設に入居すれば安いところであっても毎月20万円近くの費用が掛かってしまいます。年金収入だけでは赤字になることは確実で、預貯金を食いつぶしていくことになり「長生きしたらどうしよう」と本末転倒なお悩みを抱える方も少なくありません。



そこで今回は、介護保険の「負担限度額認定」という制度をご紹介します。この制度を知って、不安の解消にお役立てください。

負担限度額認定とは、収入や所得の要件をすべて満たした方に対し、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院の3種類）に入所した場合や、ショートステイを利用した際の、食費と部屋代の自己負担額を軽減する制度です。

介護保険施設に入所する際に必要な費用には①介護サービス費②居住費③食費④日常生活費の4種類があります。①介護サービス費については、公的介護保険によりそもそも1割～3割の自己負担で済みますが、それ以外の②～④については、すべて自己負担です。例えばユニット型の特別養護老人ホームに入所したら、①～④の合計で、毎月18～20万円程度掛かることになります。

そこで、毎月の支払い費用の合計金額がおおよそ年金収入と同額か、それ以下になる程度まで、②居住費と③食費が軽減される仕組みが、負担限度額認定です。

そこで気になってくるのが、この認定が受けられる要件です。負担限度額認定を受けられる要件は5段階です。最低条件は「世帯の全員が住民税非課税」であること。それ以外は、年金収入等の収入要件と、預貯金、有価証券、投資信託など金融資産等の資産要件の2つの組み合わせです。さらに、単身か夫婦かによっても基準が変わります。

例えば住民税非課税の単身の方で、年金収入は月額換算で12万円得ていても、預貯金等の金融資産が500万円を下回っていれば、負担限度額認定を利用することができません。たとえ年金収入が月額換算で6万円しかなくても、預貯金や株式等の金融資産の総額が1千万円を超えていれば、限度額認定は利用できません。しかしこの場合でも、当初は限度額認定を使わずに全額自己負担だったとしても、金融資産が目減りして1千万円を下回った後は、申請すれば負担限度額認定を利用して、居住費と食費の減免を受けることができるようになります。

金融資産が目減りすることに不安を感じる方も多いと思いますが、一定程度減った後であれば、こうした制度を使ってそれ以上の目減りを抑えることが可能です。

ただし、この認定制度は、認知症グループホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅への入所では利用できませんのでご注意ください。